

北上市会計年度任用職員の給与等規則の一部を改正する規則

北上市会計年度任用職員の給与等規則（令和元年北上市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(病気休暇)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 病気休暇については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。</p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 病気休暇については、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超える場合には、</u>その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。</p> <p>(1) <u>公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項の通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合</u> 一の会計年度においてその療養に必要と認められる期間</p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合以外の負傷又は疾病の場合</u> 一の会計年度において1週間の勤務日の日数が5日以上の会計年度任用職員にあっては別表第3に、5日未満の会計年度任用職員にあっては別表第4に定める日数の範囲内でその療養に必要と認められる期間</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第15条関係）

任用期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月以上 10月未満	10月以上 12月未満	12月
付与日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日

別表第4（第15条関係）

1週間の勤務日の 日数	1日	2日	3日	4日	
任用期間における 勤務日の日数	48日から72日まで	73日から120日まで	121日から168日ま で	169日から216日ま で	217日以上
付与日数	1日	3日	5日	7日	10日

備考 1週間の勤務日の日数が定められている職員（任用期間が12月に満たない者を除く。）にあっては本表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、1週間の勤務日の日数が定められている職員（任用期間が12月に満たない者に限る。）又は週によって勤務日の日数若しくは勤務時間の時間数が異なる職員にあっては本表の中欄に掲げる任用期間における勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ本表の下欄に掲げる日数とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。